



農業体験のお手伝いをします

ふるさと“食農”教室

実施者募集

家族や子育てサークルなどで農業体験やみそづくりなどをやってみたいと いう人、「ふるさと“食農”教室」を利 用してみませんか。

内容

市民の皆さん(5人以上)が企画・実 施する酪農体験、野菜づくり、みそ・漬 物づくり体験等をお手伝いします。 市は、学習体験活動に必要な情報 を提供し、経費(講師謝金、材料費等) の一部を負担します。実施内容、成果に ついては、広く市民へ公開します。

取組事例

- ◇幼稚園でイモ植え
- ◇PTA・婦人会でみそづくり
- ◇子育てサークルで
だいじづくり、うどんづくり

募集期限

5月31日(火)

*応募者多数の場合は、計画の内容に より決定します。

*詳しくは、農林商工課までお問い合わせください。



担当:坂口

問 営業部 農林商工課
(23)93333

“食農”教室 テーマ事例

テーマ	講 師	住所
酪農体験	古川 美恵子	武内町
有機野菜づくり	オアシス会 代表 下平 寅義	山内町
もち・みそ体験	神六園 代表 杉原 美津江	山内町
漬物づくり	庭木 洋子	朝日町
そば打ち体験	飛龍の里 桑原 ヨシノ	武内町
郷土料理づくり	山内町ふるさと食品研究会 会長 多久島 道枝	山内町
農業体験	里の駅きたがた 駅長 宮原 祐子	北方町

*企画の際の参考にしてください。

軽自動車を所有し、一定の要件(障がいの程度、使用目的など)に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

対象要件

- ①障がい者等が所有する軽自動車を、身体障がい者本人又は障がい者等と生計を一にする人が運転する場合
- ②障がい者等と生計を一にする人が所有する軽自動車を身体障がい者本人又は障がい者等と生計を一にする人が運転する場合
- ③障がい者等が所有する軽自動車を障がい者等を常時介護する人が運転する場合(障がい者等のみで構成される世帯に限る)
- ④軽自動車の構造が障がい者等の利用に供するためのものとなつている場合

必要なもの

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ②運転免許証
- ③車検証
- ④印鑑
- ⑤平成23年度軽自動車税納付書

*⑤は5月11日発送予定です。
※納税されると、減免申請はできませんので注意してください。

減免申請期間

5月16日(月)～24日(火)

*土・日曜日を除く
※各支所総務課でも受け付けます。

今年から

減免対象を拡大しました

*[所有者の要件の緩和]
【障がい者等と生計を一にする人が所有する場合も対象となります。
[障がい区分に「肝臓機能障害」を追加しました。]

《期間》5月16日(月)～24日(火)

軽自動車税の減免申請を受け付けます



担当:森

問 政策部 税務課
(23)92220